

大坂市労働者協議会内容ノ抄

常務理事 高田 新一 朗

昭和四年五月二十一日

昭和四年五月二十一日

1555

昭和四年五月二十一日

漢口内閣ガ強行シテ來ツタ資本家本意ノ産業合理化ノ決果ハ全國全
 産營業ニ於ケル労働賃銀ノ値下グ労働條件ノ改悪及大量減首トナ
 ツテ現ハレ、從來公共事業ト云ヘレテ來タ各都市市電ニ於テモ金
 融資本家ノ欺瞞的増収機轉トシテノ正体ヲ如實ニ曝露スルノ止ム
 ナキニ至リ、東京市電ニ於ケル三回ニ亘ル人件費ノ削減等々吾々
 従業員ノ生活ハP、ニ付カサレツアル

吾ガ大阪市電ニ於テハ、一タ東京市電ノ如キ曝露骨ナル削減ハ見ナ
 イ迄モ車掌助手車等ヲ削減スニ依リ一般ノ初任給ノ引下グニ半期賞
 與ニ於ケル實際減額ノ甚クニ嚴重ト云フニ依ル収入ノ減少ニ大正十三
 年爭議以來吾々ノ保テ得テ來タ労働條件ハ其ノ後年月ト共ニ非常
 ナル改善ヲ余儀ナクサレテ來タ

社會進化ノ中盤トモ云フニハ重要産業ノ交通機關ニタゾサハル從
 業員ニ對シテカクノ如キ減額ハ改悪ヲ進行セシムル事ハ従業員ノ